

確定申告

平成30年分所得税・町県民税の 申告相談が始まります

受付は

出張申告相談会場(原則、還付申告)
2月1日(金)～14日(木)の平日
※2月4日(月)、12日(火)を除く

住吉福祉文化会館・役場申告相談会場
2月18日(月)～3月15日(金)の平日

申告は
3/15
までに

申告書は**自分で書いて
早めに提出!**

■対象

平成30年中に所得があった方で、

・所得税が課税になる方、
還付になる方

所得税の申告が必要

・所得税が

課税にならない方

町県民税の申告が必要

■申告書の作成

所得税の確定申告は自主
計算・自主申告が原則です。
自分で作成し、分からな

いことがあったら、申告相談会場(8～9ページ)にお
出かけください。

■インターネットで調べる

・国税庁ホームページ

☎ <http://www.nta.go.jp/>

・町ホームページ

■確定申告に関する 問い合わせ

半田税務署

☎ 0569(21)3141

※自動音声の案内に従い、
番号を押してください。

☎ 475-8686

半田市宮路町50-5

■町県民税申告に関する 問い合わせ

役場 税務課

住民税係

☎ (03)3111

(内線113)

☎ 470-2192(住所

不要)税務課 住民税係

確定申告 相談会場の開設

確定申告書を作成するう
えでの疑問や確認したいこ
とがある場合は、次の各相
談会場で申告相談を行って
いますので、利用してくだ
さい。

① 住吉福祉文化会館

(住吉神社内)

② 役場申告相談会場

③ 出張申告相談会場

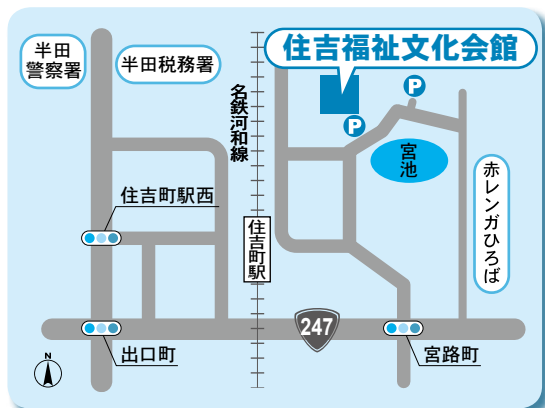
(森岡・卯ノ里・生路・藤江
コミュニティセンター)

④ げんきの郷あすなろ舎

⑤ 東海市立商工センター

会場へは、できる限り申
告される本人がお出かけ
ください。やむを得ない場合
は、相談される内容が分か
る家族の方でも結構です。

1 住吉福祉文化会館 (住吉神社内)



名鉄河和線「住吉町」駅下車 徒歩約5分

■開設期間

- ・2月18日(月)～3月15日(金)の平日
- ・2月24日(日)、3月3日(日)

■開設時間

午前9時～午後5時(受付は午後4時まで)

※会場の混雑状況により、早めに受付を終了する
場合があります。

■注意事項

- ・開設期間中は、半田税務署内では確定申告書の作
成指導は行っていません。
- ・駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関
を利用してください。
- ・ご家庭で作成済みの確定申告書は、郵送または半
田税務署1階の受付窓口へ提出してください。
- ・住吉福祉文化会館への問い合わせはご遠慮ください。

■問い合わせ 半田税務署 ☎ 0569-21-3141

2 役場申告相談会場 待ち時間 平均30分程度

例年非常に混み合いますので、**③出張申告相談会場**をご利用ください。

- 開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)の平日
- 開設時間 午前8時45分～午後4時(開場は午前8時30分～)
- 開設場所 役場 西会議室棟 1階 会議室
- 対象 給与・年金所得のみの方などの還付申告を中心に
行います。
- 注意事項 開設期間中は、税務課窓口では申告相談を受け付けません。また、開設期間を過ぎると、所得税の確定申告は、役場での相談・受付はできませんので、半田税務署にお出かけください。

! 役場で受け付けられない申告

次に該当する方は、**②役場申告相談会場**、**③出張申告相談会場**では申告の相談ができません。**①住吉福祉文化会館(住吉神社内)**にお出かけください。

- ・住宅ローン控除の1年目の申告をする方
- ・営業所得、譲渡所得がある方
- ・青色申告をする方
- ・消費税、贈与税の申告をする方
- ・分離所得がある方

3 出張申告相談会場 各地区コミュニティセンター

■開設期間・開設場所

開設期間	開設場所
2月1日(金)	生路コミュニティセンター
2月5日(火)、 6日(水)	藤江コミュニティセンター (今年から公民館ではありません)
2月7日(木)、 8日(金)	森岡コミュニティセンター
2月13日(水)、 14日(木)	卯ノ里コミュニティセンター

■開設時間 午前9時～午後3時

■対象

給与・年金所得のみの方などの還付申告を中心に
行います。

昨年からの変更点

緒川・石浜コミュニティセンターは開設しません。
役場申告会場または他の会場をご利用ください。

森岡・卯ノ里・藤江コミュニティセンターの2日目は、
比較的空いていますので、ぜひご利用ください。

4 5 税理士による無料税務相談会場 ④ げんきの郷あすなる舎

■開設期間・開設場所・相談内容

ところ	相談内容	2月					
		19 火	20 水	21 木	22 金	25 月	26 火
④ げんきの郷あすなる舎	申告相談	○	○		○		
⑤ 東海市立商工センター	申告相談	○	○	○	○	○	○

■開設時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時

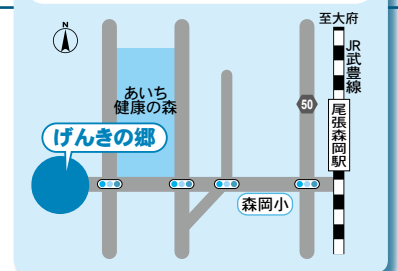
※ 会場の混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。

■注意事項

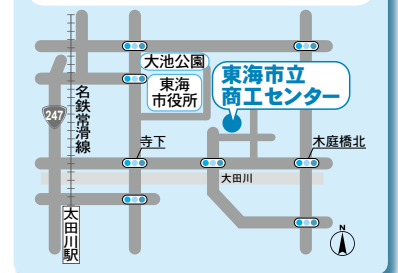
- ・譲渡所得、山林所得、贈与税の申告は相談対象となりません。
- ・消費税の申告、所得・帳簿などの状況により住吉福祉文化会館の申告会場に案内することがあります。

※ 詳細は半田税務署にお問い合わせください。

■問い合わせ 半田税務署 ☎ 0569-21-3141



5 東海市立商工センター1階



申告が必要な方

■所得税の申告が必要な方

- ① 営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得(年金など)、一時所得(満期保険金など)、配当所得(譲渡所得など)がある方で、平成30年中の所得金額の合計額が所得控除(基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など)の合計額より多い方
- ② 年金から所得税が源泉徴収されている方(ただし、公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。次の「町県民税の申告が必要な方」をご覧ください。)
- ③ 給与収入が2千万円を超える方
- ④ 給与を1箇所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ⑤ 給与を2箇所以上から受けている方で、年末調整された主たる給与以外の給与の収入額と給与

所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える方

- ⑥ 中途退職をしたことなどにより、年末調整を受けていない所得や控除がある方

※注意事項

・所得税の確定申告が必要なく、還付のために申告をする方でも、すべての所得を申告する必要がありません(申告しないことを選択できる所得を除く)。

・源泉徴収されている上場株式の配当所得など、申告不要な所得を還付のために申告すると、申告しないことを選択したときより所得金額が増えます。被扶養者の所得金額が増えることにより、扶養者の所得税、被扶養者本人や扶養者の町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などに影響する場合があります。

■町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告をしない方のうち、平成31年1月1日現在町内に在住し、次のいずれかに該当する方

※町県民税の申告が必要と思われる方には、1月下旬に役場から申告書を送付しています。また、申告書が届かない方であっても、申告が必要になる場合があります。

- ① 年金所得者で、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの申告をする方
- ② 給与所得者で、給与以外の所得金額の合計額が20万円以下の方
- ③ 営業所得、農業所得、不動産所得、一時所得(満期保険金など)、配当所得などがある方で、平成30年中の所得金額の合計額が所得控除の合計額以下の方
- ④ 昨年中に収入が全くない方、あるいは非課税所得(失業給付、遺族年金、障害年金など)のみであり、かつ家族の扶養になっていない方のうち、次に該当する方
 - ・国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主
 - ・国民健康保険の加入者で18歳以上の方(高校生を除く)
 - ・国民年金保険料の支払猶予、免除を受けようとする方
 - ・後期高齢医療保険の加入者がいる方

る世帯の18歳以上のすべての方(高校生を除く)

- ・保育料の支払いがある方(保育料が無料である方を含む)
- ・児童扶養手当を受給しようとする方

申告相談に必要なもの

申告書類が不足していると申告できませんので注意してください。詳しくは「確定申告の手引き」などで確認してください。

■申告者持ち物

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバー通知カードと運転免許証(運転免許証がなければ保険証、パスポートなど)

※①か②のどちらかを持参もしくは写しを添付

■申告者の代理人

持ち物(配偶者、親族)

- ① 申告者のマイナンバーカードの写し

- ② 申告者のマイナンバー通知カードと運転免許証の写し(運転免許証がなければ保険証、パスポートなど)

※①か②のどちらかを持参

※被扶養者がいる場合、被扶養者のマイナンバーの記載も必要です。被扶養者のマイナンバーが分かるものを持参してください。

■共通の持ち物

- ・認め印（朱肉を使わないものは不可）
- ・給与、公的年金などの源泉徴収票の原本
- ・申告者本人名義の預貯金口座番号が分かるもの
- ・農業所得、不動産所得がある方は、作成済みの収支内訳書
- ・給与、公的年金から天引きされた分のほかに社会保険料控除を受ける方は、各種社会保険料控除証明書または各領収書
- ・生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方は、生命保険料控除証明書（一般・個人年金・介護）、地震保険料控除証明書
- ・医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書（所定の記入用紙）」
- ・医療費控除の特例を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書（所定の記入用紙）」と一定の取り組みの証明書

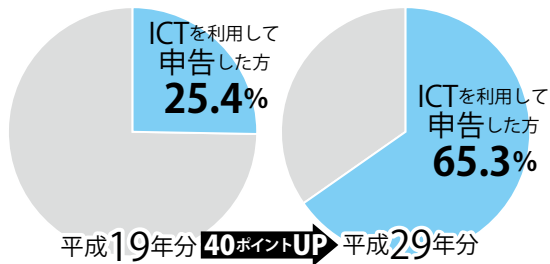
・障害者控除を受ける方は、障害者手帳や福祉課の証明書など
「確定申告のお知らせ」はがき（届いた方のみ）

「確定申告のお知らせ」はがきを送付されます

昨年より確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがきを送付されることになりました。

これは、近年のICT（情報・通信技術）を利用した申告件数の増加に伴い、税務署から送付した確定申告書用紙が利用される割合が年々低下しているためです。

ICTを利用して申告した方の割合



手書きにより申告書を作成される方へのご案内

・手書きで作成する場合、申告書や手引きは国税庁ホームページからダウンロードできます。
・インターネット環境やプリンタのない方などで、確定申告書などの用紙が必要な方は、半田税務署（☎0569（2）3141）へお問い合わせください。
※確定申告書などの用紙は、半田税務署、申告会場および相談会場で配付しています。1月16日以降に役場税務課⑤番の窓口横に用意する予定です。

確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」が便利!

①「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成できます。

②申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成でき、自動計算なので計算誤りがありません!

③申告書を提出

申告書の提出はe-Tax（データ送信）または郵送などです。
・e-Taxで送信
・e-Taxで送信するためには、事前に準備が必要です。
・印刷して提出

郵送などで税務署に提出します。持参の場合、受付時間外は時間外収受箱へ投函できます。

※プリンタをお持ちでなくても、コンビニなどのプリントサービス（有料）を利用すれば印刷できます。

※役場申告会場の「税務署行きBOX」に提出することもできます。



配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

(平成31年度分)

問い合わせ

税務課 住民税係 内線113

就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者控除および配偶者特別控除が見直されます(平成31年度個人住民税から適用)。所得税においても同趣旨の見直しが行われ、平成30年から適用されます。
※所得税における見直しの内容については、国税庁ホームページをご覧ください。



改正の概要

① 配偶者特別控除における配偶者の合計所得金額の拡大

配偶者特別控除の対象

- ※1: 給与所得だけの場合の給与などの収入金額が141万円未満
 - ※2: 給与所得だけの場合の給与などの収入金額が201万円以下
 - ※3: 給与所得だけの場合の給与などの収入金額が1,120万円
 - ※4: 給与所得だけの場合の給与などの収入金額が1,220万円
- ※詳しくは町ホームページ

をご覧ください。

改正による影響

改正により、所得額と控除額の対応表が以下のようになり変わります。

■ 控除額を計算してみると

- ① 控除額を計算する世帯
納税義務者の合計所得金額が900万円、配偶者の合計所得金額が93万円であると仮定する。
- ② 平成30年度分まで
平成30年度分までは、配偶者の合計所得金額が76万円以上は対象外のため、配偶者特別控除は対象外となります。
- ③ 平成31年度分からは
下の表に当てはめると、配偶者特別控除の対象となり、その控除額は31万円となります。



※なお、この場合、配偶者自身の合計所得金額が28万円を超えるので、配偶者自身に町・県民税が課税される可能性があります。

改正後の所得と控除額対応表	配偶者の給与収入	左記に対応する配偶者の所得金額		納税義務者の所得金額 (給与所得だけの場合の給与などの収入金額)				対象外
				900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)	
配偶者控除	103万円以下	38万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円	対象外	
			70歳以上	38万円	26万円	13万円		
配偶者特別控除	103万円超 155万円以下	38万円超 90万円以下		33万円	22万円	11万円		
	155万円超 160万円以下	90万円超 95万円以下		31万円	21万円	11万円		
	160万円超 166万8千円未満	95万円超 100万円以下		26万円	18万円	9万円		
	166万8千円以上 175万2千円未満	100万円超 105万円以下		21万円	14万円	7万円		
	175万2千円以上 183万2千円未満	105万円超 110万円以下		16万円	11万円	6万円		
	183万2千円以上 190万4千円未満	110万円超 115万円以下		11万円	8万円	4万円		
	190万4千円以上 197万2千円未満	115万円超 120万円以下		6万円	4万円	2万円		
	197万2千円以上 201万6千円未満	120万円超 123万円以下		3万円	2万円	1万円		
	201万6千円以上	123万円超				対象外		